

総社市告示第12号

総社市子育て支援給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市子育て支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、所得要件により令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象とならなかった者及び令和4年度中に生まれた児童を養育する者に対して実施する、総社市子育て支援給付金支給事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 子育て支援給付金 前条の目的を達成するために、市によって贈与される給付金をいう。
(2) 支給対象者 別記1に掲げる子育て支援給付金が生じられる者をいう。
(3) 新生児支給対象者 別記1(1)イに掲げる者をいう。
(4) 児童 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する児童をいう。
(5) 対象児童 別記2に掲げる者をいう。
(6) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 令和3年度総社市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和3年総社市告示第153号)第2条に規定する子育て世帯への臨時特別給付金をいう。

(子育て支援給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給する。ただし、支給対象者若しくはその配偶者が、同一の対象児童に対する同様の給付金又は令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給している場合は、支給しない。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て支援給付金の額は、対象児童1人につき10万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限等)

第4条 子育て支援給付金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年9月30日までとする。ただし、新生児支給対象者に係る申請については、令和5年4月28日までとする。

3 支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 口座振込方式 申請者が申請書を市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金受領方式 申請者が申請書を市に提出し、市が現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、申請者からの申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第5条 代理により前条に規定する申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(支給の決定)

第6条 市長は、第4条の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、子育て支援給付金を支給するものとする。

(子育て支援給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日

等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が子育て支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、子育て支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 子育て支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記(第2条関係)

1 支給対象者

(1) 子育て支援給付金は、次に掲げる者に対して支給する。

ア 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童を養育している者であつて、かつ、令和2年の所得額が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上である者のうち、令和4年4月1日において、市の住民基本台帳に記録されている者

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に生まれ、かつ、出生により市の住民基本台帳に記録された児童と同一の世帯に属する父又は母である者のうち、子育て支援給付金の支給申請日において、市の住民基本台帳に記録されている者

(2) (1)の規定にかかわらず、子育て支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して子育て支援給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

① 令和4年4月1日((1)イに規定する者については、申請日。以下「基準日」という。)後に受給者等が死亡した場合(この(2)の規定により子育て支援給付金を支給される者が、当該者に対して子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者の死亡した日以後に対象児童を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から子育て支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしていない当該受給者等の配偶者(現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	左欄に掲げる当該受給者等の配偶者

2 対象児童

1の支給対象者に支給される子育て支援給付金の対象児童(子育て支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。)は、次に掲げる者とする。

(1) 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童のうち、養育している者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者でない児童

(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に生まれた児童